

2. 令和4年9月12日（月）以降のお取引につきまして、ご留意いただきたい事項をまとめましたのでご確認をお願い申し上げます。

通帳の店名・店舗コード

口座番号の変更はございませんが、店名・店舗コードが変更となるため、お取引の際には通帳の再生手続きが必要となります。新取引店等で手続きをさせていただきますので、お立ち寄りください。なお、令和4年9月12日（月）以降も、現行通帳によるATM（現金自動受払機）のご利用はできます。

キャッシュカード・ローンカード等

現行使用されているカードは、お手続きすることなくそのままご利用いただけます。なお、口座振替依頼書等に転記される場合は、キャッシュカードに刻印されている店舗コードを（6874-136）へ読み替えてください。

定期証書

支店名が変更となりますが、各証書はそのままご利用いただけますので、満期時まで大切に保管ください。

口座振替

公共料金・税金・クレジット・各種口座振替等の変更手続きは必要ございません。当JAで手続きいたします。

各種振込

令和4年9月12日（月）以降、お取引先からあなた様の貯金口座へのお振込みの予定がございましたら、新店名 レーク滋賀農協 草津支店（れーくが'ノキョウ クサツ シン）に変更となった旨、事前にお取引先へのご連絡をお願いいたします。

給与振込

当JAより各お勤め先に変更通知を送付いたしますので、変更手続きの必要はございません。なお、お勤め先によりましては、ご本人様でのお手続きを要する場合がございます。その際は、お手続きの程よろしくをお願いいたします。

年金振込

公的年金は、変更手続きの必要はございません。その他の年金振込（基金・企業年金）については、支払先より確認書等の書類が郵送される場合がございます。その際は、ご本人様でお手続きの程よろしくをお願いいたします。

*** なお、一部ご利用者さまからのお手続きを要する場合がございますので、該当のご利用者さまには別途ご案内させていただきます。**